

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令  
第一号様式

【表紙】

【提出書類】	変更報告書No. 1
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	長島・大野・常松法律事務所 弁護士 宇野 総一郎
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル
【報告義務発生日】	平成22年3月19日
【提出日】	平成22年3月29日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	1名
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	株券等保有割合が1%以上増加したこと

**第1【発行者に関する事項】**

発行者の名称	日本ケミカルリサーチ株式会社
証券コード	4552
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	大阪証券取引所市場第二部

**第2【提出者に関する事項】**

1【提出者(大量保有者)/1】

(1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(外国法人)
氏名又は名称	グラクソ グループ リミテッド (Glaxo Group Limited)
住所又は本店所在地	英国、ユービー6 0エヌエヌ、ミドルセックス、グリーンフォード、パークレー アベニュー、グラクソ ウェルカム ハウス (Glaxo Wellcome House, Berkeley Avenue, Greenford, Middlesex, UB6 0NN, U.K.)
旧氏名又は名称	-
旧住所又は本店所在地	-

【個人の場合】 該当なし

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	1935年10月14日
代表者氏名	エディンバラ ファーマシューティカル インダストリーズ リミテッド
代表者役職	コーポレート ディレクター
事業内容	資金提供や特許管理によるグラクソ・スミスクライングループへの研究開発支援、並びにグラクソ・スミスクライングループ関連企業の持株管理及び持株会社の投資資産管理

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 真野 光平
電話番号	03-3288-7000

(2)【保有目的】

業務提携を目的とした政策投資、取締役の選定。

(3)【重要提案行為等】

該当なし

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項 本文	法第27条の23第3項 第1号	法第27条の23第3項 第2号
株券又は投資証券等（株・口）	3,350,000		
新株予約権証券（株）	A 1,560,000	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O 4,910,000	P	Q
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T	4,910,000	
保有潜在株式の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U	1,560,000	

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成22年3月19日現在）	V	27,784,654
上記提出者の株券等保有割合（%） （T / (U+V) × 100）		16.73
直前の報告書に記載された株券等保有割合（%）		12.60

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成22年1月20日	普通株式	3,500,000	11.93%	市場外取引	取得	800円
平成22年3月19日	新株予約権証券	1,560,000 (新株予約権 156個)	5.32%	市場外取引	取得	(注)
平成22年3月19日	普通株式	150,000	0.51%	市場外取引	処分	(注)

(注) 平成22年3月19日付で取得した新株予約権156個は、現金811,200,000円及び提出者が保有する発行者の普通株式150,000株を対価として取得したものであり、当該新株予約権の取得総額を具体的に定めていないことから、当該新株予約権1個当たりの単価及び対価としての発行者の普通株式の単価は不明です。

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、提出者、発行者及びグラクソ・スミスクライン株式会社との間で2009年12月18日付で締結された Master Agreementにおいて、提出者が、2015年12月31日より前に、取得する発行者の株式を売却する場合には、事前に発行者と協議しなければならない(ただし、売却の相手方が提出者の子会社や親会社などである場合で、当該相手方が、Master Agreementにおける発行者株式の所有に関する取引条件に従うことに同意するときは、発行者との事前の協議を要しない)ことを約しています。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	3,611,200(注)
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	(注)
上記(Y)の内訳	(注)
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	3,611,200(注)

(注) 平成22年3月19日付で取得した新株予約権156個は、上記自己資金額のうち811,200千円及び提出者が保有する発行者の普通株式150,000株を対価として取得したものであり、当該新株予約権の取得総額を具体的に定めていないため、当該普通株式150,000株により取得した新株予約権の個数は不明です。

【借入金の内訳】

該当なし

【借入先の名称等】

該当なし